

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会（令和4年11月21日開催）
議事概要

1 日 時

11月21日（月）午前10時00分から午後0時00分まで

2 場 所

札幌家庭裁判所大会議室（6階）

3 出席者

（委員）相内亮、石橋洋太、小形修一、加藤和宏、栗原壯太、小松和行、小山和利、
下澤良太、須藤勝也、傳法滋、堀本厚、向俊孝、柳町久雄、山本健晴（※
敬称略・五十音順）

（説明者）栗生祥代家事次席書記官

（裁判所）平野裕章家事首席書記官、赤妻伸子家事次席書記官、黒畑享三少年首席書
記官、青木仁事務局長、関下健二事務局次長

（庶務）澤崎豪事務局総務課長、蛭澤幸乃事務局総務課課長補佐

4 配布資料

配布資料あり（添付省略）

5 進 行

（1） 議事

ア 「調停制度の歴史及び制度について」の説明

イ アについての感想等

感想等の概要は、別紙のとおり

ウ 「裁判所のDX化及び家事調停委員について」の説明

エ ウについての質疑応答及び意見交換

質疑応答及び意見交換の概要は、別紙のとおり（ただし、別紙には上記ア及
びウの一部を含む。）

（2） 次回の予定等

ア 委員会日程 令和5年5月23日（火）午後1時30分

イ テーマ 「成年後見制度を巡る現状」

概 要

□委員長 ●委員 △説明担当者

□ 本日のテーマである「調停制度100周年・家事調停の現状とこれから」について、粟生家事次席書記官から説明を行います。前半は、調停制度の歴史及び制度についての内容、後半は、裁判所におけるDX化及び家事調停委員についての内容となります。

△ 「調停制度の歴史及び制度について」の説明（省略）

□ 只今の説明やご覧頂いたDVDはいかがでしたでしょうか。現在行われている家事調停制度について、ぜひ委員の皆様のご感想などをお聞かせいただければと思います。

● DVDが非常に分かりやすく全編見てみたいと思いました。

● すごく身近なところで果たしている調停制度の機能の大きさがよく分かりました。その大切さというのがどの程度国民の方に分かってもらっているのかが、一つの課題なのかなと思いました。どのようにして分かりやすく存在を知ってもらうか、「最後の盾」のようなものだと思いますので、例えば、効果的に分かってもらうために、ドラマで取り上げたりすると、一気に周知が進むのかなと思います。以前、「家裁の人」などの番組もあったかと思います。派手ではないだけに有効な手立てがないと浸透していかないかなと思いました。そこが、次の100年に向けての課題かなと思います。

● 調停の申立てから成立まで、そして法的効果までいろいろ分かりやすく理解が深まりました。

● 非常に分かりやすくDVDを見させていただきまして、改めて調停制度の周知というか、より認知度を広めていくことが重要なのかなと思いました。調停と言え、やはりよく聞くのは対立が先鋭化しているということだと思いますが、このDVDはすっきりと収まった案件だと思い、実際問題として果たしてずっと収まるものなのかどうか、その辺りの実態を踏まえることで、調停制度の課題も見えてくるのではないかと思います。

● 当事者の心情に配慮して、合意形成をしていく重要性が分かりました。質問なのですが、離婚であれば日本語を母国語にもたない異文化の方、相続であれば明らかに認知症や認知機能の低下でうまく話し合いができない方がいるなど、合意形成の前提のコミュニケーションをとることが難しい場合、どのように調停を進めていくのか、工夫点などがあれば聞かせていただきたいです。

□ 外国人の当事者の方あるいは認知機能に障がいがある当事者の方に、どのようにして調停を進めていくのかというお話でした。裁判所委員から説明をお願いします。

● 調停委員会は、通常2名の調停委員で担当していますが、例えば外国人の方に関しては、調停委員の中で語学に堪能な方に担当してもらったり、認知機能の関係でコミュニケーションが難しい事案であれば、より時間をかけて丁寧に話を聞くようにしたりしています。通常の裁判手続だと時間は短いですが、調停手続では時間をかけて丁寧に対応

するなど工夫をしながら、様々な状況にも対応できるように心がけています。

- 子ども達の学級活動の中にも話し合い活動があり、新しい学習指導要領では折り合いをつけて合意形成を図るといことがうたわれています。なかなか難しいのですが、自分にとってもみんなにとってもいい形にすることが「折り合いをつける」ということですけれど、そこに至るまで時間はかかりますが安易に多数決にしないような話し合い、目的は何なのかという目的設定も大事だと学校教育で教えており、改めてDVDを見まして難しいなと思った次第です。

子どもへの影響を考えると、両親が不仲になるということは色々な所で心身的に不安定になる子どももいますし、スクールカウンセリングにかかる場合もある、なかなか難しい問題だと感じています。

学校現場としては、調停の場合必ず学校に聞かれることとして、子どもの状況はどうか、登校状況はあるいは虐待あるいは貧困度合いはどうかということがあり、校長から担任には、それらについて正直に事実を話したほうが良いのではないかと、言うのですが、そのことによって大きなことが決定されるかもしれないと思うと、担任としてはやり切れない部分もあるかと思っています。

- 貴重な実状などを教えていただきましてありがとうございます。お子さんの調査などの際には、学校に対しての照会をさせていただく場合もございますので、日頃からご協力頂いております。ありがとうございます。また、紛争を話し合いで解決するスキル、これは非常に市民にとって重要なスキルではないかと思えます。学校においてもそういう観点から教育がなされていることをお聞きしまして大変心強く思いました。ありがとうございました。

- DVDですので分かりやすく調停制度について説明されておりましたが、3回の調停で親権も面会交流もすべて成立するのはすごいなと思えました。なかなか3回くらいの調停では成立するのか、または不成立になるのか分からない状況ではと思います。先ほど、対立が先鋭化した調停が多いのではというお話もありましたし、学校でのお話もしていただきましたが、一番、調停をしていて困難だと思うのが、面会交流の話になります。親権の問題ももちろん重要な争点ではありますが、最終的に親権の合意が出来て面会交流で子どもさんをどうしようか、これから月に何回会ったらいいのかの合意形成は非常に難しいのだということをご理解いただけたらと思います。

- ありがとうございました。今、お話にありました通り、なかなかDVDのようにすんなりと解決できる案件ばかりではないというのが実状でございまして、我々裁判所としても迅速な調停手続の実現に日々努力をしているところでございます。今ご紹介にありましておとり、やはり非常に難しいのがお子さんをめぐる問題、これをどう解決していくのかについて、我々家庭裁判所としても非常に悩みつつ何とかこれを円滑に解決したいと努めているところでございます。ありがとうございました。

- 只今DVDや説明を聞かせていただきまして身近な家庭での紛争解決の制度として、

調停制度があるということを改めて教えていただき、大変勉強になったと思っています。また、子どもの生活状況ですとか教育状況などを調査したうえ、調停で合意を図っているということが分かり、改めて大変参考になりました。質問ですが、配っていただいたデータブックを見ますと、家事調停事件はグラフだけを見ると、ここ数年非常に件数が増えているように見えますが、差支えなければどんな類型が増えているのかお話ししていただけたらと思います。

△ どんな案件が増えてきているのかということについて、後ほど当庁のデータを見ていただくこととなりますが、DVDのような「夫婦関係調整調停」の件数は、常に一定数があるのですが、子どもをめぐる紛争が増えているのかなと認識しています。子どもの数は減っているのですが、子どもをめぐる紛争は多くなっておりまして、内容としても激化しているのではと思われます。それから、遺産分割の調停なども微増傾向にあると思います。正しいデータが手元になく感覚で申ししているところはありませんがそういった状況です。

● 「家事調停」、言葉では聞いたことがあります。こちらに来る前にインターネットで調べたりはしたのですが、やはりDVDを見るとよく流れが分かりました。私もそうですが、一般的にはどんな流れで調停が動いていくのか理解されていないのではないかと感じています。実際、DVDのように3回で終わるといのはなかなか難しいというお話もありましたが、お子さんは、ご両親と会えるような調停での解決、といっても逆にその陰で子ども心ながらの葛藤があるのではないかなと思いました。民生委員としては、その子どもの葛藤が子どもの生活にどういった形で影響してくるのか、そこが少し心配するところですが、そこも含めて私共の活動と思っていますので、不登校や非行ということも十分に頭に置いた中で今後活動していかなければならないと思いました。

□ ありがとうございます。非常に貴重なご指摘ありがとうございます。

● 家事調停の関係はほとんど分からなかったのですが、大変良く理解できました。ありがとうございます。保護司としましては、接する対象者を見ますと、家庭環境がかなり難しい家庭で育った人が結構多い、と思っています。DVDを見て思ったのが、離婚調停の中ですけれども、子どもさんのことを双方で考え合う、子どもの意見も調停委員の方がおっしゃって、そうやってお子さんを大事にする、離婚するのは構わないと思うのですが、別れた後でも子どもは子どもということで調停委員さんが当事者に言ったことはすごくいいことで、やはりそのような調停が増えてくれば、犯罪をする子ども達も少なくなるのかなというところです。質問としては、調停を利用するには料金がかかるのか教えていただきたいです。

△ 家事調停の手数料は、感覚的には非常に割安だと思いますけれども、一つの調停の申立てで1200円です。郵便で期日の通知をするために84円切手が必要になるなど、事案によりますが最初に郵便切手を600円程度収めていただいて、不足すると追加で頂くということになっています。子どもさんの養育費のような場合は、子ども一人につ

き1200円、例えば二人だと2400円、そのような手数料になっております。

- そのようなことを知らない方が多いと思いますので、悩んでいる方がいたら気軽に相談できるような体制にすると、より制度が利用されるようになるのではないかと思います。
- 紹介したとおり、皆さんが思っているよりはだいぶお安いのではないかと考えております。ぜひそういった点も何かの機会に取り上げていただければという風に考えております。
- 感想ですけれども、調停制度100周年ということでございます。ちょうど札幌市も市政100周年、札幌を含めて6都市が100周年。大正11年にそれぞれ市になったということで、それと調停制度が重なったので感慨深く思いました。冒頭ご説明にあった中でこの制度は外国にはあまりない制度だとお聞きしまして、そうなのだと思います。そういう意味では100年経っても続いているということはやはり日本人の国民性に合った制度ということと、おそらく求められている役割もこの100年の中で変わってきたらと思うのですが、法改正を含めて対応されてきたということの結果、今の姿になっているという風に思いますので改めてそこに敬意を表したいと思います。
- 皆さん大変貴重なご意見ご感想いただきありがとうございます。ありがとうございました。

△ 「裁判所のDX化及び家事調停委員について」の説明（省略）

- これまでの説明を踏まえまして、利用者視点での家事調停、とりわけウェブ調停のことですとかウェブ調停の活用を進めていくうえで工夫すべきことについてご意見を頂ければと思います。また、後半の説明にありまして、今後、家事調停委員の人材を確保していくための施策等、皆さんのご意見を頂ければと思います。
- 調停についてあまり理解していなかったのですが、こういう機会を設けていただき勉強になりました。調停制度100周年についても最高裁のサイトを見るとPRしていますが、もっと広く社会にPRしてもいいのかなと思いました。
ウェブ調停については、DVや遠隔地の事案には適していると思いましたが、顔を突き合わせるメリットというのがありますので、バランスを図りながら適切な運用をしていただけたらと思いました。替え玉の確認や第三者の関与がないことの確認など、どのようにしていくのか不思議に思いましたが、先ほどのDVDを見ましてイメージでき勉強になった反面、あれで十分なのかなとも思いました。
調停委員の人材確保ですが、なかなか難しいと思います。広く募集を呼び掛けてもいいのではと思います。
- 札幌家裁では10月からウェブ調停を実施しているとのことですが、実際にウェブで行われる際、当事者に代理人がついている場合に限るのか、それとも当事者本人のみの場合でも対象となるのか、その辺りを教えていただけないでしょうか。
- 今のところ、札幌家裁では、双方に代理人弁護士がついている事案を中心に行ってい

るところですが、制度の運用が円滑に進むようになりましたら、順次ご本人のみの代理人がついていない事案等にも拡大していこうと考えております。

- 事案に応じて拡大していく予定であるということですね。DVDの上映では、画面越しに免許証を提示したり、360度、周囲の状況を画像で見て確認が行われているのですが、代理人の事務所で参加する場合も同じように行うのでしょうか。
 - 原則として代理人の事務所でも行いますが、同行期日でも本人確認が不要の場合もありますし、進行状況に応じて柔軟に、調停委員会で判断させていただこうと考えています。
 - ウェブ調停を導入した関係で、期日の入りやすさなど変わった点を教えていただけないでしょうか。
 - まだ10月から導入したばかりで、必ずしもそう多くの件数がない状況で、ウェブを使うことによって期日が入りやすくなる、ということは分かりかねる状態なのですが、今後件数が増えてきた場合いずれそういうことも分かってくるかと思います。
 - 調停委員の人材の多様性確保という話がありましたが、制度の関係上お答えづらいかもかもしれませんが、外国籍の調停委員の方、いろんな外国語を話せる方などが調停委員になっていただくことは可能なのでしょうか。
- 先ほどお話にあったのは、外国籍の方ということではなく、外国語のできる調停委員の方をお願いすることも考えられるということです。外国籍の問題については、この場で協議するのは差し控えさせていただければと思います。
- ウェブ調停についてですが、一般的にDV被害者の方などは、対面になじまない方が多いと思いますので電話会議やウェブ調停の可能性を広めていくほうが利用者にとって役立つのではないかと思います。テレビ業界もインタビューでリモートを使ったり、生出演もリモートを使ったりと可能性をどんどん広げようとしています。コロナの感染が北海道から始まったのがきっかけということもあり、このような手法も札幌が模索をしながらできる道を全国に広げていったという経緯があります。生放送中の通信ですので、画面を乗っ取られないかなど色々な危険を考え、使うソフトを厳選したりしています。デメリットもありますが、メリットの方が多いこともあり、活用をどんどん広げていったという経緯です。ウェブ調停の禁止事項で、「壁紙はだめですよ。」「周囲の状況を確認させてください。」などのことから始められていましたが、現実起きてくる事案に応じて禁止事項をさらに進化させていくことが必要になると思います。そうしながら活用をどんどん広げていく方にさせていただくと、利用者にとっては利便性が広がっていくのではないかと可能性を感じました。

調停委員の人材確保については、事情をあまり知らないのですが、調停制度の良さを体験しているのは利用者だと思いますから、制度を利用した方に協力を呼び掛けたり、宣伝していただくのが良いと思います。

- ウェブ会議について第三者の関与を防いだり、替え玉の防止などいろいろ配慮されて

いるのは良く分かりました。ところで、ウェブ調停においては、録音録画やスクリーンショットが禁止とされていますが、インストールしているアプリだと、そのようなことはできない、又はアプリ上監視できるようになっているということですか。

△ We b e x 自体には、録画する機能が一般的についているものもあるのですが、裁判所で採用しているのは録音録画ボタンがない形で、アプリ自体ではそのようなことはできないことになっています。ただし、今は、いろいろな録音手段があるものですから、注意喚起をさせてもらっています。

● 注意喚起をしているということですが、何かシステム上で録音録画ができないような、または、されている場合にそれが分かるようなことはないのでしょうか。

△ We b e x 自体での録音録画はできないようになっており、録音録画機能のボタンが活性化しないようになっています。

● アプリ自体に録音録画機能がないということなのですね。

△ アプリの機能としては、一般ユーザーとして使っているときにはそういう機能があるようなのですが、裁判所での利用については、この機能のライセンスは持っていない状態ということですか。

● 裁判所の方でもこのウェブ会議の状態を録音録画はしていないということなのですね。

△ もちろん録音録画はしておりません。

● 調停委員の確保については意見ありませんが、広報ないしPRして募集していかなければならないかなと思います。

● 私は札幌商工会議所という所で中小企業への相談、支援をしています。ウェブ相談に関してはちょうどコロナが始まりかけた2020年の3月、4月くらいから事業者の方向けに始めさせていただきました。全国の515ある会議所の中でも早い段階で導入してから2年以上が経ちましたが、最初はウェブ相談もあったところ、最近は多くなってきたのが現状です。検証していくと相談の内容が比較的軽いもの「手続するにはどうしたらいいか」「支援金をもらうにはどうしたらいいか」などの案件であればウェブで対応できるのですが、いわゆる融資ですとか廃業手続などの重い案件などはウェブでやるのは難しいところがでてきます。また、そのような案件などは直接事業者さんと同じ空間で話をし、秘密性を確保しながらやるという所があります。

ウェブ調停をスタートすることはいいのですが、セキュリティの問題、We b e x の問題、Z o o m は駄目だとかいろいろありますが、内容によってウェブによって良いもの悪いものを動かしながら考えていく方がいいのではないかなと思います。

調停委員の人材の確保については、我々も人材確保が難しいところ、決して楽な仕事ではない重い責任の中で、調停委員の方もメンタル的に疲れるハードな業務なのかなという所もあり、その人材確保の良い策はちょっと難しいのかな、どういった形がいいのか模索中です。

● 学校では、コロナの影響でリモート授業をやっていましたが、今年に入って対面授業

を増やしたところ、学生によっては対面恐怖や、集団が苦手などの生徒もおり、リモートが役に立っていた一面が明らかになりつつある中で、合理的な理由があればリモートは当然の配慮なのだとして学校側でも変わってきているので、ウェブ調停についてもユニバーサルデザイン等の視点からも浸透させていく必要があるかと思っています。

また、調停に第三者が関与する問題などは、360度カメラの使用など、テクノロジーで解決できるのではと思いますので、そこをカバーして利便性をますます広げていくことが大事だと思います。

調停委員の人材確保については、今後、自己申告、登録などを組み合わせて広げていっては、と思います。

- 学校でもウェブで授業をしていますが、メリット、デメリットがあるのではないかと考えています。例えば、集中できる時間については、6時間の授業をずっとウェブというのは精神的にも肉体的にも疲れてしまいます。内容的な部分でも直接対面の方が良い場合もあります。保護者と対話するときにも電話、ウェブカメラ、対面とありますが、電話だとお互いの意思が通じない場面もあり、それがなぜなのかわからない状態なので検証していく必要があるのかなと思っています。ただ、時間、件数をこなすには必要な方法なのかなと感じています。

調停委員の人材確保については、学校でも心の面、学力の面、放課後ですとか教育課程上の中でボランティア的な人材を求めて、相談サポートなどの人材バンクを作っていますが、なかなか難しい状況です。適材適所を見つけるのは最終的には人なのかなと思っています。

- 私はまだウェブ調停の経験はありません。10月に2件、11月に8件、新件のウェブ調停があると聞いています。経験した調停委員から早く話を聞きたいと思っています。今回のコロナ禍で、家事調停は電話会議が主になってしまったのですが、弁護士のところに当事者双方が出向き、弁護士事務所と電話会議をする調停が多く、当事者の表情が分からなかったり、一度も本人の声が聴けない調停もありました。ウェブになれば、当事者の表情の変化なども見られるので、本来は対面が一番ですが、電話よりはアドバイスや意見が伝わったのか、理解してくれたのかということが分かり、かなり違うのではないかと感じています。

家事調停委員の人材確保ですが、私の叔母が調停委員をしており、小さいころから家事調停委員の仕事があることを理解していましたが、叔母が家事調停委員をしていなかったらこのような仕事があること自体も分からなかったです。確かに大変な仕事ですが、人の役に立てる、まして定年後にそのような仕事ができるのなら、と若いころからやってみたいと思っていました。調停委員は70歳で定年になりますが、一般企業は65歳が定年で、そうすると男性の場合は調停委員として5年間しか任期がありません。その5年間で、最初の1年は先輩の話の聞いたり、書記官、調査官の指導を受けたりしながら、2年目くらいからやっと、一人前の調停委員としてやっていけるようになります。

す。そうすると、本当に期間が短い気がしています。定年の延長、国の定年制度の問題ですが考えていかなければならないかと思っています。

- ウェブ会議の活用という点では、学校でも授業を受ける取組を令和2年度から行っており、遠隔授業のみで単位の取得ができるような取組もされています。こういう時代の子ども達が、近い将来調停に関わる当事者になりうるので、ウェブを活用した事例が増えていくのではないかという感想ですが、対面で行う重要性もありますので、対面も行いながらウェブ、リモートを使うなどの取り組みも進め、利便性を高められるのではないかと思います。

調停委員の人材確保につきましては、教員の世界でも同じで、教員としての資質能力が育っていないなどの課題もあるのではないかと感じております。なかなかどこも人材不足は課題なのかなと思います。一方、成人年齢の引き下げにより、主権者教育として模擬裁判などの取り組みをしているので、こういった中で若いうちからこのような調停制度などを周知していくことも課題解決として考えられるのではないのでしょうか。

- ウェブ調停、ウェブ会議はここまで来たのかなと感じています。ウェブ会議を何度か経験していますが、私の世代はアナログな方が多いのではないかと思います。民生委員会のグループ会議でウェブ会議の設定をしても、ウェブでの参加者は寂しい状況です。これから環境が整って行けば、この歳でもウェブなどに溶け込んでいけるのではという思いです。札幌市の地域活動もデジタル化していくなど聞いています。

人材確保はどの業界でも頭が痛いところですが、定年制の話が先ほどありましたが、我々も同じ問題でなり手がなくて難しい状況です。主婦の方もパートやお勤めをされている方もいますし、男性も定年後65歳以降も働こうという方はあまりおらず、集まらないのが実状です。PRが必要かなと思います。

- ウェブ会議は保護司会でも取り組んでいます。保護司は年齢も高く、「顔を見ないと」という方が多いのですが、これからはどんどん挑戦していくしかないと思っています。DVDを見て思ったのが、お互い画面を見ながらだと、慣れないと素直に話せないのでは、ということです。時間をかけてやっていく必要があるかなと思います。通常の会議だとマスクをしています、ウェブだとマスクをしなくていいので、表情が良く分かっていいのかなと感じました。

人材確保の件ですが、保護司も人が足りず、定年が75歳から78歳に伸びました。人材確保の方法として行っているのは、各町内会を通してボランティアをお願いしていることです。なかなかうまくいきませんが、動かないと確保はできないのでそういう形で動いています。

- ウェブ会議の件ですが、札幌市役所でもここ二、三年、内部の会議では頻繁に行われるようになっていきます。外部との会議は通信環境の課題などもありスムーズではないこともあるかと思いますが、今回、ウェブ方式での調停を取り入れた理由、今までどおりで良いという意見もあったと思いますので、なぜウェブ調停を取り入れたのか理由があ

れば教えてください。

- やはり現状に安住することなく家事調停の手續の利便性を高めて、より効果のある解決の手段にしていきたいと日々努力をしているところでありまして、利便性を高めるといふ観点から避けて通れない昨今のデジタル技術をどう活用していくかということだと思います。ウェブ調停はこれまでいろいろなご意見を伺いましたが、それぞれの分野でデジタル技術、ウェブ会議等を活用してコミュニケーションの密度や効率性を高めていく試みが各所でされているところです。調停の場面でもより利便性があり、効率的な手續を求めていく中で、一つの試みとしてウェブ調停というのが出てきたと理解しています。
- 市役所でも様々な相談窓口というのがありますので、私たちもウェブを取り入れていければと思っています。調停委員の人材確保については、実際にやっている方々のやりがいを見たり触れたりできるようにしていけば、やってみようかなと思う人もいるのではと思います。市役所の中にも定年した後でもやってみたいという方もいるかもしれませんし、役立てる人もいるのではないかと思います。
- 皆様貴重なご意見をありがとうございました。皆様から頂いた感想、ご意見は今後の家庭裁判所の家事調停などの運営において参考にさせていただきたいと思っています。ありがとうございました。